

# 競争的資金等

## 誓 約 書

当社又は当団体は、当該契約に係る研究費が国民の税金で賄われていることを理解し、次のことを誓約いたします。

### 記

1. 競争的資金等に係る法令、国の通達並びに県の条例、規則及び岡山県農林水産総合センターの定める諸規則を順守いたします。
2. 研究員等から不正な行為の依頼等があった場合は、既定の窓口へ通報いたします。
3. 当社又は当団体は、内部監査、その他調査等において、不正行為や不正使用の疑いがあると判断された場合、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力いたします。
4. 上記規程等に違反して、不正行為や不正使用が認められた場合は、県や競争的研究費の配分機関からのいかなる処分を講じられても異議がありません。

以上

平成 年 月 日

岡山県農林水産総合センター長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

㊞

裏 面 参 照

(岡山県農林水産総合センターにおける競争的資金等の不正使用防止等に関する規程 抜粋)

(定義)

第2条 この規程において「不正使用」とは、総合センターの研究員等又は総合センターの研究員等であった者が総合センター在職中に行った、故意又は重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の研究費執行における岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）、その他関係法令等に違反した研究費の不正使用をいう。